

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、サンライズ株式会社（所在地 大阪府箕面市）
に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和 7 年 11 月 21 日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 椎谷 環
電話 ０２５－３７０－６６４７（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 外立 正六
電話 ０２５－３７０－６６５０（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
サンライズ株式会社	大阪府箕面市西宿 2 丁目 1 5 番 6 号

2. 指名停止措置期間： 令和 7 年 11 月 21 日～令和 8 年 2 月 20 日（3 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、令和 7 年 9 月 10 日に開札した北陸地方整備局黒部河川事務所発注の「令和 7 年度黒部河川事務所庁舎西面外壁修繕」の契約を締結したが、契約の履行が困難であるとして、同月 26 日に履行不能届を提出し、同月 30 日、契約の解除に至った。

5. 措置理由

上記 4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）別表第 2 第 15 号及びこれを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）第 1 条に該当し、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）第 1 条に準用される「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 2 第 15 号にも該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内